■久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書 正誤表

No.	該当資料	該当箇所	正	誤
1	久留米市認定審査会用複合機 に係る導入賃貸借仕様書	5. 保守条件 (3)	保守については、原則として本市の開庁時間内に対応するものとするが、受付方法については契約時の協議とする。	保守受付時間については、原則として平日 (土・日曜日、祝日及び12/29~1/3を除 く。)午前8時30分から午後5時15分までとす ること。 止むを得ない事情により、上記受付時間外に 受け付ける場合もある。
2	久留米市認定審査会用複合機 に係る導入賃貸借仕様書	9. 提出書類	ドウェア保守契約費など)を含めた上で、	・提出書類は、「入札書」及び「納入機器 一覧表」とする。代表者以外の方が入札する 場合は、更に委任状が必要。 ・「入札書」における金額は、すべての経 費(ハード、ソフト、設置・調整費、インストール費、ハードウェア保守契約費など)を 含めた上で、当市が支払うべき1か月の月払 賃借料金(消費税及び地方消費税抜き)とす る。
3	久留米市認定審査会用複合機 に係る導入賃貸借仕様書	2. 複合機仕様 (3) プリンター機能	OS:Windows7以上に対応のこと	OS:WindowsXP以上に対応のこと